

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ナイジェリア	ジェバ水力発電所緊急改修計画 のための贈与に関する日本国政 府とナイジェリア連邦共和国政 府との間の交換公文	ジェバ水力発電所緊急改修計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	1,990,000千円 H24.4.30まで	H23.4.11 アラバジヤ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジ エリア大使 側 スフ・ソ モ・ウアイヤ国務大臣	H23.4.25 176号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。